

管理規定

【墓地設置者および規定の目的】

- 第 1 条 宗教法人カトリック京都司教区は、本法人が所有する土地：所在地
京都府京都市北区大北山鏡石町1の1番地に
「カトリック京都司教区衣笠墓苑」と称する
教会共同墓地および納骨堂を設置し、本規定により、遺骨の埋葬・納骨・施設の使用なら
びに維持管理を定め、管理運営する。

【適用対象】

- 第 2 条 この規定は原則として、本墓苑を使用する者ならびにその親族または相続人を対象とする。

【墓苑管理委員会の設置】

- 第 3 条 この墓苑の使用、維持管理などの運営を円滑にするために、「カトリック京都司教区衣笠
墓苑管理委員会」を設ける。(以下、墓苑管理委員会と言う)
(注) 本委員会は墓地埋葬等に関する法律第12条によって設けられる。
- ② 墓苑管理委員会は、その事務所を
〒604-8006 京都府京都市中京区河原町三条上る
カトリック会館内に置く。
 - ③ 京都南部地区の関係小教区(河原町、桂、北白川、衣笠、小山、九条、西院、高野、西陣、
伏見、桃山、山科、八幡、田辺、長岡)には、1名以上の墓地担当者を置く。
 - ④ 墓苑管理委員会は、教区本部事務局長と上記の各小教区の墓地担当者によって構成される。
 - ⑤ 墓苑管理委員の任期は2年とする。但し、再任は、妨げない。
 - ⑥ 墓苑管理委員会は、必要に応じて開催する。
 - ⑦ 墓苑管理委員会は、墓地および納骨堂に関する次の書類を保管、管理する。
 1. 墓地の墓籍簿と墓地区
 2. 納骨堂の墓籍簿
 3. 被埋葬(納骨)者名簿
 4. 埋葬許可証綴
 5. 使用許可証発行簿
 6. 使用者名簿
 7. 墓苑祭儀費納入(領収)簿
 8. その他管理運営上必要な書類

【被埋葬・納骨者】

- 第 4 条 この墓苑に埋葬・納骨されるものはカトリック信者に限る。但し、カトリック信者の縁故
者であって、墓苑管理委員会が教区長の同意を得て許可したものについては、この限りで
ない。

【墓地区区分】

- 第 5 条 墓地は埋骨墓地とし、墓地として上・中・下段とその他に分かれる。
 1. 上段
 2. 中・下段他 一区割り(約 2 m²)

- ② 上段墓地には、教会聖職者・修道者またはこれに準ずる者で、教区長の指定した者を埋葬する。
- ③ 中・下段その他の部分には、信徒を埋葬する。

【納骨堂内区分】

第 6 条 この墓苑の納骨堂は、以下の2種とする。

- 1. 個人家別納骨所（ロッカー式）
- 2. 合同（永代）納骨所

【墓地・納骨堂の使用】

第 7 条 この墓苑の墓地または納骨堂の使用を希望する者は、別に定める申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、「誓約書」（第2号様式）を添えて墓苑管理委員会に申込みものとする。

- ② 墓苑管理委員会は、墓地または納骨堂申込者に対して「使用許可証」（第3号様式）を交付し、「使用契約書」（第4号様式）により使用契約を締結するものとする。
- ③ 使用許可証の交付を受けた者を「使用者」という。
- ④ 使用者は、この墓地または納骨堂に納骨する都度、別に定める「納骨届」（第5号様式）に、「使用許可証」および、市区町村が発行する「死体埋火葬許可証(原本)」を添えて墓苑管理委員会に提出するものとする。（注）「埋葬許可書」は、墓地埋葬等に関する法律 第14条1，2の規定により必ず提出を求めること。
- ⑤ 墓地または納骨堂の使用希望者の墓域は、墓苑管理委員会がこれを決定する。一旦決定されたものについては一切異議を申し立てることはできない。

【墓標および納骨堂】

第 8 条 上段墓地の墓標は、墓苑管理委員会に提出し承諾を得るものとする。

- ② 上段墓地以外の墓標の形状は、墓苑管理委員会が指定したものに限る。
- ③ 納骨堂内のロッカー納骨標の形状は墓苑管理委員会が指定したものに限る。
- ④ 墓標および納骨標の形状は、原則として変更することはできない。

【墓地・納骨堂の使用料】

第 9 条 この墓地および納骨堂の使用料については、別に定めるものによる。

- ② 使用料は使用申込時に、墓苑管理委員会が指定する郵便振込で納入する。
- ③ 支払については一括とし分割は認めない。
- ④ 使用料については、理由の如何にかかわらず返却しないものとする。
- ⑤ 合同(永代)納骨所の使用料について、特別の事情のある時は墓苑管理委員会の判断により教区長の同意を得て、使用料の免除を受けることもできる。
- ⑥ 本墓苑建設に際して特別援助協力されたメリノール宣教会、聖ヴィアートル修道会、メリノール女子修道会、ノートルダム教育修道女会、ウィチタ聖ヨゼフ修道会には、上段墓地の墓地使用料を免除する。

【墓苑祭儀費】（以下、祭儀費と言う）

第 10 条 この墓苑の祭儀費については別に定めるものによる。

- ② 祭儀費は、毎年墓苑管理委員会が指定する郵便振替で納入する。
- ③ 既に納入された祭儀費については、理由の如何にかかわらず返還しないものとする。

- ④ 墓苑管理委員会の判断により特別の事情のある時は、教区長の同意を得て、祭儀費の一部又は全額の免除を受けることもできる。

【使用墓地または納骨堂の返還】

- 第 11 条 墓地または納骨堂の使用が不要となったときは、直ちに墓苑管理委員会へ届け出て、無償で返還しなければならない。
- ② 墓地返還時の墓石等の工作物を自費で撤去回復しなければならない。ただし、特別の事情のある時は、墓苑管理委員会の判断により教区長の同意を得て使用者にかわり墓石等、工作物の撤去を墓苑管理委員会が行うことができる。

【会計年度】

- 第 12 条 会計年度は1月1日に始まり、12月31日をもって終わる。
- ② 墓苑管理委員会は、会計年度終了後、速やかに収支計算書を作成し、報告するものとする。

【相続・住所変更・無縁墓地 等】

- 第 13 条 墓地または納骨堂の使用を変更するとき、その使用権は使用者の相続人または使用者の指定する者のみがこれを継承し、墓苑管理委員会へその旨届け出て承認を得るものとする。
- ② 前項により使用権を継承する者は、「使用権継承申請書」(第6号様式)にその事実を証明する書類としてその他の相続人の同意書(第9号様式)、及び「使用許可証」を添えて墓苑管理委員会に提出する。
 - ③ 使用者が住所を変更した場合は、速やかに「住所変更届」(第7号様式)を提出して、その旨墓苑管理委員会に通知する。
 - ④ この墓地の使用権者への連絡が不能となった場合、或いは祭儀費が未納となって3年を経過したときは、「無縁墓地」としての手続きを始め、5年後には法律に基づき「無縁墓地」とする。
 - ⑤ 相続人が不明となり3年を経過し使用権が継承されていないときも前④項の定めによる。
 - ⑥ 前④、⑤項の定めにより無縁とみなされたものについては、遺骨を納骨堂の合同(永代)納骨所に改葬する。同時にその墓地または納骨堂の使用権は消滅する。

【禁止行為】

- 第 14 条 この墓苑において次の行為を禁止する。
- 1 墓苑管理委員会の許可なく行うカトリック以外の宗教による祭儀など一切の行事
 - 2 風致を害するような行為
 - 3 使用権を他に譲渡または貸す行為
 - 4 墓地に関する法令、または管理規定に定める事項に違反する行為

【使用権の取消し】

- 第 15 条 次の各号に該当するときはその使用許可を取り消すことがある。
- 1 墓苑管理委員会の許可なくカトリック信者以外のものを埋葬・納骨したとき。
 - 2 第13条の規定に違反したとき。
 - 3 第14条において禁止された行為をしたとき。
 - 4 墓地以外の目的に使用したとき。
 - 5 関係法令または本規定に違反し、墓苑管理委員会の指示に従わなかったとき。

【慰霊祭】

第 16 条 この墓苑におさめられている全ての故人の永遠の憩いの為、少なくとも年一回合同慰霊祭を行うものとする。詳細についてはその都度連絡するものとする。

【墓地の管理】

第 17 条 墓地の使用区画（場所）及びその周囲は、使用者において常に清掃し、墓標その他工作物の転倒その他、他人に危険又は迷惑を及ぼすおそれのある場合、速やかに修復するなど必要な措置を講じなければならない。

- ② 墓参に際し次の事項について留意（厳守）し、他に迷惑を及ぼさないように心がけるものとする。
 - 1 墓苑内の駐車は安全に気を配ること。
 - 2 墓苑内の清掃美化に協力すること。
 - 3 備付けの清掃用具を使ったときは必ず元の場所に戻すこと。
 - 4 取り替えられた供花は必ず指定された場所に棄てること。また墓前への供物は管理上これをさし控えること。
 - 5 信徒及び墓苑使用者は各関係小教区が行う合同清掃に参加すること。

【献 金】

第 18 条 墓苑管理委員会はこの墓地の維持管理に関する経費支弁に供するため、使用者ならびに信徒から寄付金を募集する（あおぐ）ことができる。

【規定の改廃手続き等】

第 19 条 この規定の改廃と、使用料、祭儀費その他の改訂は、教区長が墓苑管理委員会に諮問し、答申を経てこれを承諾することによって行われる。

- ② この規定の施行にあたり、教区長の承認を受けなければならない。

【附 則】

第 20 条 この規定は、1998年11月1日より施行する。

- ② この規定は、2004年10月1日改定
 - ③ この規定は、2007年8月1日改定
 - ④ 第11条②は2009年5月1日より施行する。
 - ⑤ 第9条⑤は2010年10月1日改定
 - ⑥ 第13条①②は2015年11月17日改正
 - ⑦ 第13条④⑤は2016年5月1日改正
- 全ての墓苑使用契約に適用される。

別 表

使用料・祭儀費を以下のように定める。

【墓地使用料】中・下段その他の墓地

1区画 金 30万円

【納骨堂使用料】

個人家別納骨堂 金 35万円

合同（永代）納骨所 金 3万円以上

（ただし、墓地・個人家別納骨堂を返納の時は免除とする。）

【墓苑祭儀費】 1ヶ年 金 5千円とする。

【合同（永代）納骨所の祭儀費】

使用許可時の10年分とする。

- ② 但し、墓地使用料及び納骨堂使用料、
祭儀費は使用許可時の額とする。

- ③ 仮安置所 1ヵ年 金 5千円

祭儀費の前納は5年以内とする。但し前納機関における祭儀費の差額は請求しない。